

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県規則第40号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和30年岩手県規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(申請書、届書の様式) 第2条 法、政令及び省令により提出する申請書又は届書等は、 <u>様式第1号から様式第35号の2まで</u> によらなければならない。 (検査の申請) 第3条 法第27条の規定による検査を受けようとする者は、病院 (診療所、助産所)検査申請書 <u>(様式第36号)</u> を知事又は保健 所長に提出しなければならない。 (使用許可証の様式) 第4条 法第27条に規定する許可証は、 <u>様式第37号</u> によるものとする。	(申請書、届書の様式) 第2条 法、政令及び省令により提出する申請書又は届書等は、 <u>別に定める様式</u> によらなければならない。 (検査の申請) 第3条 法第27条の規定による検査を受けようとする者は、 <u>別に 定める様式による</u> 病院(診療所、助産所)検査申請書を知事又 は保健所長に提出しなければならない。 (使用許可証の様式) 第4条 法第27条に規定する許可証は、 <u>別に定める様式</u> によるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式目次を削る。

様式第1号から様式第37号までを削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の医療法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の医療法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。